

焼津市子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

焼津市長 中野 弘道

焼津市子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、子育て世帯及び若者夫婦世帯の定住を促進するため、新築住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定住 令和4年4月1日（以下「基準日」という。）以降に本市の住民基本台帳に記録され、かつ、第2号から第4号までに規定する住宅を購入し、当該住宅に住所を定め10年以上居住することをいう。

(2) 新築住宅 焼津市内において土地を購入し、当該土地上新築した住宅で、玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている独立した居住の用に供され、かつ、過去に人の居住の用に供されていないものをいう。

(3) 新築住宅（保留地） 焼津市又は焼津市南部土地区画整理組合が販売する一般保留地（以下「保留地」という。）を購入し、当該保留地上に新築した住宅で、玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている独立した居住の用に供され、かつ、過去に人の居住の用に供されていないものをいう。

(4) 建売住宅 焼津市内で販売されている住宅（当該住宅とともに当該住宅の敷地たる土地が販売されている場合にあっては当該土地を含む。）で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条又は第7条の2に規定する完了検査の日から1年以内のもの

イ 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている独立した居住の用に供され、かつ、過去に人の居住の用に供されていないもの

(5) 子育て世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 各年度の末日において、夫婦（法律上の婚姻関係にある夫婦をいう。以下同じ。）又は配偶者がいない父若しくは母及び未就学児がいる世帯

イ 令和5年3月31日において夫及び妻がいずれも満40歳以下である夫婦がいる世帯

ウ 夫婦又は配偶者がいない父若しくは母及び基準日において中学生以下の子（以下「子」という。）がいる世帯

(6) 若者夫婦世帯 各年度末日において夫及び妻がいずれも満40歳以下である夫婦のみの世帯をいう。

(7) 世帯員等 子育て世帯に属する世帯員及び当該世帯に属せずに当該世帯と同居する親族又は若者夫婦世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、基準日以降に本市に転入した子育て世帯及び若者夫婦世

帯(基準日以後に本市から転出し、再び転入した子育て世帯及び若者夫婦世帯を除く。)に属する前条第5号及び第6号に規定する夫婦の一方又は配偶者がいない父若しくは母であつて、別表第1に掲げる対象要件を満たすものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新築住宅、新築住宅(保留地)又は建売住宅の取得に関する契約を締結した後に、焼津市子育て世帯等定住促進住宅支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に別表第3に掲げる提出書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、焼津市子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更承認申請)

第7条 交付決定を受けた者は、交付決定を受けた内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業補助金交付変更(中止)承認申請書(第4号様式)を(変更の場合にあつては、子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業補助金交付変更承認申請書に当該変更に係る別表第3に掲げる書類を添えて、)市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更又は中止の承認をしたときは、その旨を交付決定を受けた者に通知する。

(実績報告)

第8条 交付の決定を受けた者は、土地及び住宅に関する契約の支払いの不動産登記が全て完了したときは、速やかに焼津市子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業補助金実績報告書(第5号様式)に別表第4に掲げる提出書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を確定したときは、焼津市子育て世帯等定住促進住宅取得支援事業補助金交付確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第10条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金の額の確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(第7号様式)により市長に請求しなければならない。

(転居等の届出)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付後、10年以内に補助金に係る住宅に世帯員等のいずれもが居住しなくなる場合は、事前に市長にその旨を届け出なければならない。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けた場合又は補助金の交付後、10年以内に補助金に係る住宅に世帯員等のいずれもが居住しなくなった場合(市長が特に認めるときを除く。)は、交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定により補助金の交付決定を受けたものに対するこの告示の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和7年3月31日告示番号115号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後の交付申請について適用し、施行日前の交付申請については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

区分	対象要件
新築住宅を取得する(した)場合	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 第2条第5号ア又は同条第6号に規定する世帯に属し、かつ、当該世帯の世帯員等が、転入日から継続して賃貸物件に住んでいる者又は令和6年4月1日以降に住宅の取得を機に焼津市に転入をする者であること。 (2) 自己の居住の用に供するために新築住宅を購入し、定住しようとする者であること。 (3) 土地の売買契約及び住宅の工事請負契約を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に締結した者であること。 (4) 土地代金及び住宅に係る新築工事請負契約額の合計額(消費税及び地方消費税を含む。)が1,500万円以上であること。 (5) 土地及び住宅それぞれの所有権に係る夫婦の持分の合計又は配偶者のない父若しくは母の持分が2分の1以上であること。 (6) 世帯員等が納付すべき市区町村民税を滞納していないこと。 (7) その者及び配偶者(配偶者がいない者にあつては、その者及びその子)が日本国籍を有する者であること又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第二に規定する在留資格(定住者を除く。)を有する外国人であること。 (8) 世帯員等が過去にこの要綱に基づく補助金及び焼津市若者世帯定住支援補助金交付要綱(平成27年焼津市告示第71号)に基づく奨励金、焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付要綱(平成31年焼津市告示第77号)に基づく補助金、中古住宅流通促進奨励金交付要綱(平成31年焼津市告示第78号)に基づく奨励金及び焼津市転入子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付要綱(令和3年焼津市告示第105号)、焼津市子育て世帯移住定住応援事業補助金交付要綱(令和4年3月30日告示第88号)に基づく補助金の交付を受けていないこと。

	(9) この要綱に基づく補助金の交付決定を受けた場合、交付決定を受けた日が属する年度又は当該年度の翌年度の末日までに第8条に規定する実績報告を行うことができること。
新築住宅（保留地）を取得する（した）場合	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 第2条第5号イ又はウに規定するいずれかの世帯であること。 (2) 自己の居住の用に供するために新築住宅を購入し、定住しようとする者であること。 (3) 保留地購入に係る売買契約を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に締結した者であること。 (4) 住宅の工事請負契約を基準日以後に締結した者であること。 (5) 保留地代金及び住宅に係る新築工事請負契約額の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）が1,000万円以上であること。 (6) 保留地及び住宅それぞれの所有権に係る夫婦の持分の合計又は配偶者のない父若しくは母の持分が2分の1以上であること。 (7) 世帯員等が納付すべき市区町村民税を滞納していないこと。 (8) その者及び配偶者（配偶者がいない者にあつては、その者及びその子）が日本国籍を有する者であること又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する在留資格（定住者を除く。）を有する外国人であること。 (9) 世帯員等が過去にこの要綱に基づく補助金及び焼津市若者世帯定住支援補助金交付要綱（平成27年焼津市告示第71号）に基づく奨励金、焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付要綱（平成31年焼津市告示第77号）に基づく補助金、中古住宅流通促進奨励金交付要綱（平成31年焼津市告示第78号）に基づく奨励金及び焼津市転入子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付要綱（令和3年焼津市告示第105号）、焼津市子育て世帯移住定住応援事業補助金交付要綱（令和4年3月30日告示第88号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。 (10) この要綱に基づく補助金の交付決定を受けた場合、交付決定を受けた日が属する年度又は当該年度の翌年度の末日までに第8条に規定する実績報告を行うことができること。
建売住宅を購入する（した）場合	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 第2条第5号ア又は同条第6号に規定する世帯に属し、かつ、当該世帯の世帯員等が、転入日から継続して賃貸物件に住んでいる者又は令和6年4月1日以降に住宅の取得を機に焼津市に転入をする者であること。 (2) 自己の居住の用に供するために建売住宅を購入し、定住しようとする者であること。 (3) 建売住宅取得に係る売買契約を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に締結した者であること。 (4) 土地代金及び住宅の建設費相当額の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）が1,500万円以上であること。 (5) 土地及び住宅それぞれの所有権に係る夫婦の持分の合計又は配偶者のない父若しくは母の持分が2分の1以上であること。 (6) 世帯員等が納付すべき市区町村民税を滞納していないこと。 (7) その者及び配偶者（配偶者がいない者にあつては、その者及びその子）が日本国籍を有する者であること又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する在留資格（定住者を除く。）を有する

	外国人であること。 (8) 世帯員等が過去にこの要綱に基づく補助金及び焼津市若者世帯定住支援補助金交付要綱（平成27年焼津市告示第71号）に基づく奨励金、焼津市子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付要綱（平成31年焼津市告示第77号）に基づく補助金、中古住宅流通促進奨励金交付要綱（平成31年焼津市告示第78号）に基づく奨励金及び焼津市転入子育て世帯マイホーム取得応援事業補助金交付要綱（令和3年焼津市告示第105号）、焼津市子育て世帯移住定住応援事業補助金交付要綱（令和4年3月30日告示第88号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。 (9) この要綱に基づく補助金の交付決定を受けた場合、交付決定を受けた日が属する年度又は当該年度の翌年度の末日までに第8条に規定する実績報告を行うことができること。
--	--

別表第2（第4条関係）

区分	補助金の額
新築住宅を取得する（した）場合	土地代金及び住宅に係る新築工事請負契約額の合計額から1,500万円を控除した金額の10分の1に相当する額とする。ただし、当該土地及び住宅の取得に当たりこの要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受け、又は受けた場合には、さらにその補助額を控除した金額の10分の1に相当する額とする。（算出した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、第2条第5号アに該当する世帯にあっては100万円、同条第6号に該当する世帯にあっては50万円を限度とする。）
新築住宅（保留地）を取得する（した）場合	保留地価格の10分の1に相当する額（算出した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、100万円を限度とする。）
建売住宅を購入する（した）場合	売買契約金額のうち土地代金及び住宅の建設費相当額の合計額から1,500万円を控除した金額の10分の1に相当する額とする。ただし、当該土地及び住宅の取得に当たりこの要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受け、又は受けた場合には、さらにその補助額を控除した金額の10分の1に相当する額とする。（算出した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、第2条第5号アに該当する世帯にあっては100万円、同条第6号に該当する世帯にあっては50万円を限度とする。）

別表第3（第5条、第7条関係）

区分	提出書類
新築住宅を取得する（した）場合	(1) 誓約書（第2号様式） (2) 世帯員等の戸籍謄本 (3) 世帯員等の住民票の写し（転入日から継続して賃貸物件に居住している者に限る。） (4) 土地の売買契約書及び住宅の工事請負契約書の写し（事業費内訳書含む。） (5) 住宅の付近見取図 (6) 世帯員等の市区町村民税の完納証明書 (7) その他市長が必要と認める書類
新築住宅（保留地）を取得する（した）場合	(1) 誓約書（第2号様式） (2) 世帯員等の戸籍謄本 (3) 世帯員等の住民票の写し（申請日時点で、本市に居住している者に限る。）

	(4) 保留地の売買契約書及び住宅の工事請負契約書の写し（事業費内訳書含む。） (5) 住宅の付近見取図 (6) 世帯員等の市区町村民税の完納証明書 (7) その他市長が必要と認める書類
建売住宅を購入する（した）場合	(1) 誓約書（第2号様式） (2) 世帯員等の戸籍謄本 (3) 世帯員等の住民票の写し（転入日から継続して賃貸物件に居住している者に限る。） (4) 建売住宅売買契約書の写し（事業費内訳書含む。） (5) 住宅の付近見取図 (6) 世帯員等の市区町村民税の完納証明書 (7) その他市長が必要と認める書類

別表第4（第8条関係）

区分	提出書類
新築住宅を取得した場合	(1) 世帯員等の住民票の写し (2) 土地及び住宅の登記の全部事項証明書（土地区画整理事業地内の土地にあっては、全部事項証明書に代えて保留地証明書又は保留地権利台帳記載事項証明書とする。） (3) 領収書その他の土地及び住宅の取得に要した費用を負担したことが分かる書類の写し (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証その他の住宅の構造及び居住用部分の床面積が分かる書類の写し (5) 住宅の付近見取図、配置図及び各階平面図 (6) その他市長が必要と認める書類
新築住宅（保留地）を取得した場合	(1) 世帯員等の住民票の写し (2) 土地の保留地証明書又は保留地権利台帳記載事項証明書及び住宅の登記の全部事項証明書 (3) 領収書その他の土地及び住宅の取得に要した費用を負担したことが分かる書類の写し (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証その他の住宅の構造及び居住用部分の床面積が分かる書類の写し (5) 住宅の付近見取図、配置図及び各階平面図 (6) その他市長が必要と認める書類
建売住宅を購入した場合	(1) 世帯員等の住民票の写し (2) 土地及び住宅の登記の全部事項証明書（土地区画整理事業施行地区内の土地にあっては、全部事項証明書に代えて保留地証明書又は保留地権利台帳記載事項証明書とする。） (3) 領収書その他の土地及び住宅の取得に要した費用を負担したことが分かる書類の写し (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証その他の住宅の構造及び居住用部分の床面積が分かる書類の写し (5) 住宅の付近見取図、配置図及び各階平面図 (6) その他市長が必要と認める書類